

第一類 第二号

第一回国会 治安及び地方制度委員会議録第十号

(二六三)

昭和二十二年八月二十二日(金曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員 坂東幸太郎君

委員 荒川 亮君

委員 尾崎 三郎君

委員 高岡 忠弘君

委員 中島 茂喜君

委員 川橋 登治郎君

委員 大石 シエ君

委員 重作君

委員 大澤 嘉平治君

委員 千賀 康治君

委員 小枝 一雄君

出席國務大臣

出席政府委員

内務事務官 林 敏三君

内務事務官 久山 秀雄君

八月十九日

道路交通取締法案(内閣提出)(第四〇號)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

北海道總合開發機構等に關する件

道路交通取締法案(内閣提出)(第四〇號)

〇號

坂東委員長 これより治安及び地方制度委員會を開會いたします。

會議に對する件は、日程を變更いたしまして、北海道總合開發機構等に關する件を審査いたします。政府より説明を求めます。林地方局長。

林政府委員 北海道の總合開發の必要性につきましては、屢次この常任委員會の席上でも御質問もあり、お話し申し上げましたところをもつて御了承と存

ずる次第でございます。御承知のこと北海道總合開發ということには必要なることではございますが、時勢の進展に伴いまして、これを一つの省で掌握していくことは不適當だという見地から、先月でしたか、内務省でもついている北海道開發に關する權限を各省に分

散いたしました。水産のことは農林省、商工、鑛業のことは商工省、土木のことは内務省、森林のことは農林省、開拓のことは農林省というように、その他の各省にもこれを分散所掌することに相なりました。従いまして内務省には北海道開發の權限というものは、國土局關係の土木のことを除くはなくなつたわけでありまして、これがなくなりました。今までの責任の官廳であります内務省といつたしまして、その責任止ら

ざるの仕事を内閣の方で引繼いでまいつたわけでありまして、そのうちの一番大きなものとしては、北海道開發に關して各省の責任でやることは結構ではあるが、行政がばらばらになつては運用上困るといふことを憂へられて、北海道開發行政運営委員會というものを設けることにいたしました。これは内閣官房長官が會長となり、關係各省の官吏、すなわち各省次官級の人八人以内、それから北海道の知事及び北海道道會議長、これらを加えて北海道の開發に關しましての重要事項を調査審議し、

合わせて各知事の行政運営の連絡をはかるということに決定をいたしました。目下これについての官制の政令案を立案中であります。不日これは具體化して活動を開始することと思われ

るのであります。しかしながらこの委員會は行政官廳、すなわち内務省で一本でもつておりましたのを分散いたしましたために、一本でもつております短所はなくなりませんが、長所もなくなつて、そこで一本で總括的に統一的にもつて、長所を保存し、活用し發展させるためのものであつて、いわゆる役所の間の連絡の機關でも、役所の間の統一の機關であります。そこで今後の日本の寶庫と言われる北海道の開發については、ただ役所の連絡はそれで済むのであります。廣く朝野の有識者を集めて、北海道開發の問題を中央政府の問題、あるいは中央における問題として取上げ、發展させていくためには、ただ官廳内部の連絡機構だけでは不十分である。かような見地から、衆議院議員その他學識經驗者を集めて、北海道に關する大調査會を設けたいというのを政府といたしましては計畫いたしました。目下研究をいたして、

北第でございまして、しかしながら先ほど申し上げました通り、いづれの仕事も内務省から内閣に移りまして、便宜經濟安定本部の建設局においてこの仕事を掌つて、北第でございまして、行政運営委員會の方は不日實現を見ることと存せられます。また調査會においては、安本の建設局で内務省の仕事を受託しまして、十分の研究を遂げて、

北海道の發展がよくいきますように善處をいたす見込でございます。以上をもつて説明を終わります。

〇坂東委員長 ただいまの林地方局長の説明に對しまして質疑があります。これはこの際お願いいたします。實はこの問題はすでに本委員会におきまして、確かに二回調査した問題でありまして、ただいま林地方局長のお話のごとくに、二回の調査の委員會の意向は、もちろん北海道開發問題は國策問題なるがゆゑに單に役員だけでなく、衆議院、參議院の代表者並に學識經驗者にはいることがよろしいと、大體一致しておつたわけでありまして、今臨きますと、内務省でも大調査會をつつて國策的にやるのが適當であると言つておられましたから、われわれ委員といつたしましても、内務省の方針とまつたく同じでありますので、われわれの希望としても、その大調査會をつくるように政府に向つて進言したいかがかと思つて、いかがなものでございませうか。

〇佐藤(通)委員 地域を失つた日本の現状からいいますれば、未開發地の開發といふことは焦眉の急であります。従つて日本全國をすつと見ますと、相當の資源が埋藏されているにかかわらず、未だ開發に着手してない地域が相當にあるのではないかと私は思います。今問題になつております北海道の開發は、私が今ここで申し上げる必要もないほど、きわめて緊急な開發を必要とすることは何人も異存のないところでありまして、それと同時に南方地域における將來の基點ともなるべき大開發も、これまた北海道の開發に劣らぬ重要な重要性をもつておるのでないか

在においても、今委員長が言われましたような、廣く衆議院議員と學識經驗者を入れました調査會は、規定はあつたわけでございます。これは昨年おかれまして、内務省にそういう委員會をおくといふことになつており、一、二回會議を開いたのであります。これは内務省における調査會であります。内務省の解體に伴いまして一應御破算になるわけでございます。そこでこれを改組いたしました。いわゆる安定本部で事務をとる内閣でもつておくと、再び更生させてまいりますか、あるいはこれを一應廢止してまた新しいものをつくりまつか、さういふことも研究問題だと存じておる次第でございます。政府としては、この問題は十分取上げて研究し、できるだけ御趣旨に副うように善處いたしたいと思つております。

なつ引續いて申し上げますが、今林地方局長のお話のごとくに、現在政府でできております案は、單に關係各省の代表者の事務の連絡會議でありまして、その中に單に北海道長官並に道會議長、この二人しかはいつておりません。すなわち衆議院、參議院議員なり、學識經驗者が一人もはいつておりませんから、あまりにも狭すぎる。従つてこれを國策的に廣く研究した方がよろしい。さういふ理由であります。

〇林政府委員 なお先ほどの説明に補足させていただきますと存じます。現在

〇林政府委員 北海道の總合開發の必要性につきましては、屢次この常任委員會の席上でも御質問もあり、お話し申し上げましたところをもつて御了承と存

と思います。それでこの際私どもは北海道並びに大隅地帯のような未開地帯は、相互的にその資源の調査並びに開闢の準備をするような國家的な機關を設けて、その機關の中の一つの分擔をきめて、北海道なりあるいは大隅なり、そのほかの地域の仕事おぼやつていくというふうにしたらどんなものかと思ひます。私どもももちろん南部の方には關係が深いのでありますが、北海道の方面にはお恥しいお話でありますけれども、ほとんど認識をもつていないのであります。従つてもし國家的な開闢的な開闢事業として國家が本式的に乗出すとしますならば、われわれはまず實地を見聞するというのが最も大事なことではないかと思つております。従つて機會を見て、ほんとうに北海道のいかなる地點が開闢に適し、また第一に開闢しなければならぬかということ、われわれの説明によつて十分これを觀察するとともに、その知識をもつて今設置されることの調査機關なりに、強力な進言をする一つの方法も考へてよいのではないかと考へておりますが、どんなものでありますか。

○坂東委員長 今地方局長の説明のよりに、現在調査會はあつたのですが、それが内務省の解體で自然なくなりまして、従つてその趣旨に基いて政府、その所管でありますところの經濟安定本部において、元ありました調査會を繼續して、繼續委員をもつてつくれというわけでありませう。従つて南方に關することもまた、別な方法によつて調査會をつくらす必要もあるかと思ひます。この北海道のことは既定の事實でありますから、政府に要望しては

いかなるものでありませうか。——

他に御發言はありませんか、北海道は従來第一次、第二次の拓殖計畫が昨年終りまして、今年第三次拓殖計畫といふことになつておりますが、それに關しまして去年拓殖といふ名前をのけまして、北海道開闢調査會といふものができておつたわけでありませう。

○佐藤(通)委員、北海道開闢に關する参考資料というふうなものはあります。私の手もとにならないので、實は内容についての慎重な審議もいたしかねるような状態でありませう。

○坂東委員長 その内容は調査會で審査してやつておつたわけで、廣汎なものです。それは別に機構だけの問題だけでやつておるわけでありませう。それで調査委員になつた人が詳細に檢討するわけで、ただここでは機構だけの問題であります。

○佐藤(通)委員 そうすると今の局長のお話は、北海道開闢に局限された意味の調査機關を設けるというお話でありますか。

○林政府委員 お説の通りでございます。○坂東委員長 機構だけの問題で、内容は別に検討されるのであります。機構だけの問題ですから、政府に要望したらいかでございませう。

○大石(ヨ)委員 私あとからまいりましてわかりませんが、調査會といふものは別にあるのですか。これからつくるのでございませう。

が去年は衆議院議員、貴族院議員の代表と關係の役人で四十何名かの大きな調査會があつたのです。それが内務省解體でなくなつてしまつて、その機構をこしらへるのは、經濟安定本部になつておるわけですが、そこで經濟安定本部に要求して、去年あつた調査會を復活といふか、それをこしらへて、根本的に立案せしめてやりたい。こういうわけなのであります。機構だけの問題であります。内務省は解體でもつて自然消滅になりますから、その代りにつくらしたらというだけの機構の問題であります。内容は調査會で更に再検討します。おそらくは數百萬圓の金のいるような大きな問題であります。それはまた別問題であります。

○笠原委員 これは政府一本でつくるのですか。

○坂東委員長 もう一遍申しますが、現在は政府の役人だけの連絡會があるわけですが、それに加わつてゐるのは北海道の知事と、北海道會議長だけです。これは事務的なものです。ところが北海道の開拓は國のものでありますから、やはり衆議院も、參議院も、學識経験者もはいつた大きなものをつくつて調査するのです。これは現在でもあつたわけですが、内務省の解體でなくなつてしまひます。經濟安定本部の係りになりますから、經濟安定本部に要求して、去年あつたような調査會を復活して、衆議院も參議院も加わつて十分に調査の内容を盛りこみたい、こういう趣旨でございませう。従來の第一回拓殖計畫でも、第二回拓殖計畫でも、衆議院も參議院もはいるようになったので、今度ははいるらなくなつたので、このようにしようというわけですね。

○千賀委員 先ほど御説明の、北海道の開闢に關する官制の機構について御上程になつたのであります。そのもとといつところからできておつたのでございませうか。

○坂東委員長 私からお答え申し上げますが、第一次北海道拓殖計畫は約三十年前でありませう。第二次は大正十五年に始まりまして、二十年間の繼續で一年前終りました。第三次が去年から始まりまして、ところが開闢の關係で延びまして、去年調査會ができました。そうして調査しておりましたところが、内部の機構の改革のために、調査會が自然消滅になつてしまつた。ところがいろいろな海外關係があらはれて、北海道開拓といふものの官制を發表しましたが、それを認められることができなかった。そこで各省の關係の事務的の連絡會ができて、それには道廳の知事と、北海道會議長が加わつただけで、事務的のものであります。そこでもとりました第一次拓殖調査會に該當する調査會を復活して開く、こういう意味です。

○千賀委員 北海道の開闢の重要性は、もちろんわれわれは無視するものではないと思ひます。しかしながら今委員長がお答えになりましたところで、三十年以來の問題のようではございませうが、ちよつとわが國が朝鮮を獲得し、または滿州國と特惠關係ができた。そのころからでありまして、日本の全民衆が北海道にかけておるものを望みの比重は、現在これらのものを、臺灣まで入れてすつかりなくした今日、北海道に望むこの望みの軍大さ、三十年以前とは大分目方が違ふと思ひるのでございませう。その後第二次の

開闢計畫の開始に關しまして、比重が輕くなつても重くはならない時代でございまして、第三次に至つて、去年とおつしやつておるから、あるいはこのときには非常に重くなつたかとも思ひますけれども、従前の開闢關係の一貫した思想の流れから言へば、やはり従前の延長であつたかとも思ひます。かように考へてまいりますと、現在われわれが手も足も出なくなつて、北海道の再認識をこでするといふ、その眞剣な深刻な氣持から考へますると、はたしてわれわれのこの氣持が盛られておるかどうかといふこと、この官制改革によつてほんとうにこれが盛られていくかといふことは、はなはだ心もとないような氣がするのでございませう。しかし一方先ほど佐藤委員が質問せられました、九州の南のはてにおきまして、北海道に次ぐような、相當に大きな地方が等閑に附せられておる、またこうした私の申しますような思想から、再び日本の國土全體を再認識してみまますと、あるいは日本アルプスの方面だとか、吉野山の方面だとか、いろいろな方面で取り残され、見直してみると重要で、國の力で開闢しなければできないような、相當な所もあると思ひます。能うべくば北海道の開闢の機構を一元化して、これを改正するこの機會において日本の相當に廣い部分の重要な方面は、大體この中へ加えて開闢ができるということにするか、あるいはあらためてそうした地方々々を開闢するといふような官制をつくるか、いずれにいたしましても官制がすべてのもととなると思ひますので、この際私が申しますような意味において、もう一度國の力をもつて、

○千賀委員 先ほど御説明の、北海道の開闢に關する官制の機構について御上程になつたのであります。そのもとといつところからできておつたのでございませうか。

○坂東委員長 私からお答え申し上げますが、第一次北海道拓殖計畫は約三十年前でありませう。第二次は大正十五年に始まりまして、二十年間の繼續で一年前終りました。第三次が去年から始まりまして、ところが開闢の關係で延びまして、去年調査會ができました。そうして調査しておりましたところが、内部の機構の改革のために、調査會が自然消滅になつてしまつた。ところがいろいろな海外關係があらはれて、北海道開拓といふものの官制を發表しましたが、それを認められることができなかった。そこで各省の關係の事務的の連絡會ができて、それには道廳の知事と、北海道會議長が加わつただけで、事務的のものであります。そこでもとりました第一次拓殖調査會に該當する調査會を復活して開く、こういう意味です。

○千賀委員 北海道の開闢の重要性は、もちろんわれわれは無視するものではないと思ひます。しかしながら今委員長がお答えになりましたところで、三十年以來の問題のようではございませうが、ちよつとわが國が朝鮮を獲得し、または滿州國と特惠關係ができた。そのころからでありまして、日本の全民衆が北海道にかけておるものを望みの比重は、現在これらのものを、臺灣まで入れてすつかりなくした今日、北海道に望むこの望みの軍大さ、三十年以前とは大分目方が違ふと思ひるのでございませう。その後第二次の

○千賀委員 先ほど御説明の、北海道の開闢に關する官制の機構について御上程になつたのであります。そのもとといつところからできておつたのでございませうか。



か、九州の南部とか、未開發のところが相當に——今こんな國土が狭くなつて見直してみると、かなり重要だつたと思つて、今こゝろが目に付いてくるのです。こういうものに對して今まで、何か施設をしようというふうな國の動きがあつたのだろうか、ないのだろうか、またやろうとするれば、内務省はこのまま存続するとしたならば、やはり内務省が中心としてどんな形にいつたのだからか、こういうことを聴かしていただければ、われわれは國民の代表としてその方面にさらに第二、第三段の手を伸べていくのに非常に便宜になると思つます。北海道と直接の問題ではないのですが、問題の性質及び思上から言へばやはり一貫した問題であるので、蛇足のようにもこうした點を御質問申すわけでありませう。何か過去においてこうした點に手を染められたとか、染められかかつたことでもあつたのであつたらうか、お伺ひいたします。

○林(敬)政府委員 お話のような點は北海道のほかは、沖繩振興何箇年計畫というふうなものをつくりまして、そこには特別の國費を注入して開發に努めた事例はございませう。また奄美大島についても同様なことをいたしたいと存じます。そのほか特に災害のひどいところ、あるいは自治團體が非常に窮乏して困つてるところ、そういうふうなところは特別に財政的な援助をやる。こういうふうなことをいたしたいこともございませう。現在でも若干いたしております。

それから東北地方でございませうが、東北地方は総合的にこれを開發する必要があるというので、東北問題が非常

にやがましくなつてまいりましたときに、そういう問題が起つてまいりました。東北局というものを設けましたし、東北振興株式會社その他電力の同様の名稱の會社、あるいはものを設けまして、東北六縣總合しての經濟開發というものについて、特別に政府としても機關をつくり、かつ半官半民の會社もつくりましてやつており、今なおその會社が存続している。こういう状態でございます。それからそのほかに御存じでございますが、農林省のあの開拓五箇年計畫、あれはもう少し年度が延びるようございませう。これによりまして各府縣の未開發のところ百五十萬町歩、そのうち北海道が七十萬町歩でありますから、残り八十萬町歩、それらは引揚者その他によつて開發の能が入れられてきて、これにもほとんど全額國費で開發の事業をやつております。ただいろいろの物的制約に阻まれて、十分に効果を上げていないことは遺憾であります。さういふことをやつております、今後もさういふふうな形のもの、必要に應じてどん／＼全體とも脱み合せてやられていくべきではないかと思つます。なおやりますときは、非常に大きなものは國直轄の力を相當用いたらいと思つますし、しかし大體地方自治體とか、府縣廳、さういふところを使つて、さういふところに特別援助をしてやつていく、こういう形が一番望ましいことではないかと、かように考へております。

○加藤(吉)委員 ただいまの御説明で大體わかつたようでもございませうが、北海道として開發開拓の機關を設けることは私も必要と感ずります。また一面において、日本中の総合的並びに大規模な開發開拓に關する機構をもつといふことも必要であると思つますが、ただいまちよつとお尋ねいたしましたのは、北海道において第一次、第二次の機關が今までにあつたようございませうが、第一次、第二次の機關が今までものよう活動をしておつたか、その成績というふうなものをもつと御願ひいたします。それから北海道開發開拓に關しまして、將來いかなる構想と、開發開拓の可能目標と申しますか、その見込、國家としてどのような期待をかけておられるかというふうな點について御説明を承りたいと思つます。

○林(敬)政府委員 今まで明治初年の開拓使以來、さらに第一次、第二次計畫と引續いて終り、今年度から第三次計畫に入るわけでありませうが、その成績の具體的の成果というものは、まことに恐縮であります。ただいま詳細な資料をもつておりませう、御許しを願ひたいと存じます。お、むね良好な成績をあげてきたのではないかと、しかし終戦後の今日から見れば、まだまだ不十分なところがあるので、かように考へられるのでありませう。北海道に動めております道廳員、あるいは民間のいろいろの人からの話を聴きまして、これに期待を非常にもつ人からみると、まことにあの北海道の開發というものはまだ不十分であつた。こういう言をなす者もありません。また冷靜に判斷して、開發は非常にむづかしいものであると、さう固く解釋する人からみると、よくもこれだけ成果をあげたものだ、あれはやはり國なり北海道なり、北海道の人がほんとうに熱をあげたからこそ、あそこまでいつたのであつて、大體は成功である、こういう見方もあります。そこで成績の可否といふことになりませう。これは見る人によつて違ふと思つますが、他とちよつと比較をとるところがございませうので、精密なことを申し上げるわけにいきませんが、まずまず相當の成果をあげて、今日までの北海道の開發といふものは、大きなラウンド・ナンプで見ますれば、まずまず及第といふところではなかつたかと私は考へるのであります。しかしもちろん十分ではないのであつて、これは特に海外が全部杜絶して、外地といふものを失つておるといふ事態におきましては、特別の力をこれからは注いでやつていかなければならないと存ずるのであります。今後いかなる構想でどうやるかといふことは、これからできませうところの北海道開發の行政運営委員會、あるいは今研究をいたしておりますが、できてまいりますれば北海道開發調査會及び北海道廳、あるいは北海道廳に附屬せられますところの開發總合促進委員會、さういふふうなもので自主的、民主的な案を練り上げて、そしてこれに即應じた具體的の方策が講ぜられることと思つのでありませうが、いかなるやり方にいたしましたとしても、今後は一次、二次よりはるかに飛躍的な努力と、また發展といふものが期待されなければならぬと存じます。

○佐藤(通)委員 ちよつとお尋ねしますが、現在のところ、國土の開發振興に對して総合的に調査研究をする機關はありますか。お話の内容を伺つてみますと、單に北海道のみに局限されて

ているように私は受取つておりますが……

○林(敬)政府委員 國土の開發を総合的に研究するといふことは、言いかえまして、國土計畫をどうやるかといふ問題になつてまいらと思つます。これにつきましては、内務省に國土計畫審議會といふものを設けまして、そしてこれは朝野、官民、學識経験者から兩院議員、みなはいつていただきまして、そしてそこでもつて調査審議するという建前になつております。すでに發足しまして、それからこれが各部會にわかれて、それ／＼熱心な審議をいたしておるうちに存じます。これの事務所は内務省の國土局にございまして、これは内務省解散後は建設院の中にはいつて、建設院總務局で所管することになると思つます。

○佐藤(通)委員 さういふ今その國土局の中に設けられております調査研究機關と、今度新たに北海道開發のためにつくる調査機關とは、その權限の關係においては共通するものがあるのではありませうか。もしそれが共通するものであるとするならば、なにも北海道開發を單一の目的とする調査機關といふものは、私は必要はないと思つます。なぜならば、現在あるところの調査機關をうまく利用すれば、それで十分効果があるのではないかと、思つます。それで力が足りないとするならば、私も申しましたし、また千賀委員も言つておられたようでありませうが、この際大任掛な國土開發のために最も貴重な調査資料を蒐集するような、國策的な調査研究機關といふものをつくつた方がいじやないか。これは組織の問題でありますから、さういふ組織を置



すが、その調査会というものが、せつかくそうした大物揃いのりつばな調査会をつくられましたも、それがただ調査に終つてはならない。総合的企業のもとに、その調査会において調査を同時に一つの企業立案をいたしまして、その企業立案に基いて強力に、各省はこの法定に基くところの一つの仕事の執行機關として動くのであるかどうか、この點について地方局長の御所見を伺つてみたいと思つてます。

○林(敏)政府委員 たいだいま小枝さんから、北海道は全國唯一の未開發の分府である。民族發展のために大切な土地である。しかるに各省にこの事業を分散しては、今までの事實に徴して發展を期待することが困難ではないかという御憂慮に對しては、私も實は非常に同感でございます。しかしながらもう一つ大きな、政治的見地から現時階に處しまして北海道の開發については、一省でもつより各省に分割した方がいいという結論に到達いたしたわけでございます。その上はその制度の長所を生かして、短所をできるだけ矯めていくという方向にお互に努力していかねばならぬと存するわけでありまして、お話のようにばらばらになつては行けないので、一つの計畫のわくをつくつて、総合的に行うように今後運営はやつてまいりたいと存じます。それで内務省の權限からはこれを分割いたしましたけれども、分割に際しましてはその點を國のために憂ひまして、内閣に關係各省全部集まつてもらひまして、おおむねその線で行つておられます。そこでもしこの開發調査會といふものが今後形をかえて、たと

えは安定本部を事務局としたしまして、内閣にでも設置されるということになりまして場合には、このできてまいります開發調査會は、お話の通り調査をいたしますとともに、相當程度の大きなわくにおいての企業立案というものを定めて、たとへ注文の上、理窟の上からは政府に對する諮問機關のような、あるいは意見具申機關のようなものになりまして、實質的においては、このすべての調査會の線に沿つて關係各省の連絡運営委員會も開かれ、あるいは豫算にも組まれ、政府の政策の中にも盛り込まれていく、かような方向に行われるものでなければ、この調査會はつくつても意味のないものだと思つてます。政府でも研究いたしまして、皆さん方からも御要望の結果、もしこういふものが生れ代つてきてきます場合においては、せひともそうあらねばならぬと考えております。

○小枝委員 大體以上で終ります。○坂東委員長 皆さんの御意見、また林局長のお話もありましたが、皆さんが申されましたような北海道開發のため、日本再建のために必要な意味が十分に實現するような組織になさしめるといふ點をおきまして、北海道開發調査會をつくるということに政府に要望することにつきましては異議はないでしようが、なお小枝君の申されましたように、北海道三百萬の道民はみな同感であります。その通りなんです。ところが時勢の變化と申しまじょうか、やむを得ずしてばらばらになつてしまつたんです。せめて調査會をつくりまして、ばらばらながらも總括的には範疇を示して、この範疇に基いて

各省としてやらしめたいというのが、この調査會がなければならぬという理由の根本となつておるのであります。御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではこの點は御異議ないものと認めます。つきまして政府の説明を拜聴いたします。木村内務大臣。

道路交通取締法案  
第一章 總則  
第二章 車馬及び軌道車  
第三章 雜則  
第四章 罰則  
附則  
道路交通取締法

自動車とは、道路において、原動機を用い、軌道又は架線によらないで運轉する諸車をいう。軌道車とは、道路において、軌道又は架線により運轉する車をいう。

自動車とは、道路において、原動機を用い、軌道又は架線によらないで運轉する諸車をいう。軌道車とは、道路において、軌道又は架線により運轉する車をいう。

第一條 この法律は、道路における危険防止及びその他の交通安全を圖ることを目的とする。  
第二條 この法律における用語の意義は、次の通りとする。  
道路とは、道路法による道路、自動車道及び二船交通の用に供するその他の場所をいう。  
自動車道とは、専ら自動車の一般交通の用に供する道路及び自動車運送事業者が専らその事業用自動車に供する道路をいう。  
車馬とは、牛馬及び諸車をいう。牛馬とは交通運輸に使役する家畜をい、諸車とは、人力、畜力その他の動力により運轉する軌道車又は小兒車以外の車をいう。但し、そは、これを諸車とみなす。

自動車とは、道路において、原動機を用い、軌道又は架線によらないで運轉する諸車をいう。軌道車とは、道路において、軌道又は架線により運轉する車をいう。

自動車とは、道路において、原動機を用い、軌道又は架線によらないで運轉する諸車をいう。軌道車とは、道路において、軌道又は架線により運轉する車をいう。

第四條 歩道と車道の區別のある道路においては、歩行者又は車馬は、その區別に従つて通行しなければならない。但し、學生生徒の隊列、葬列その他の行列は、車道を通行することができる。  
歩道及び車道の意義並びに歩道又は車道の通行の區分及び横斷については必要な事項は、命令でこれを定める。

第五條 道路を通行する歩行者、車馬又は軌道車は、命令の定めるところにより、信號機、道路標識若しくは區畫線の表示又は警察官吏の指示に従わなければならない。信號機、道路標識及び區畫線の意義、設置及び管理について必要な事項は、命令でこれを定める。  
第六條 都道府縣知事(東京都にあつては警視總監以下同じ)は、危険防止及びその他の交通安全のため必要があるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

第七條 車馬又は軌道車の操縦者は、無謀な操縦をしてはならない。前項において無謀な操縦とは、左の各號の一に該當する行為をいう。  
一 構造及び装置における重大な故障その他の事由により安全に操縦できない車馬を操縦すること。  
二 法令に定められた運轉の資格を持たないで諸車又は軌道車を運轉すること。  
三 前號の外、酒に酔いその他正常な運轉ができない處があるにかかわらず、諸車又は軌道車を運轉すること。  
四 たすな、ハンドルその他の装置による安全な操縦に必要な操作を怠つて車馬又は軌道車を操縦すること。  
五 法令に定められた最高速度の制限を超え又は他の交通に對し不當に迷惑を及ぼすような方法で、諸車又は軌道車を運轉すること。

第八條 車馬又は軌道車の操縦者は、法令に定められた速度の範圍内で、道路、交通及び積載の状況に應じ公衆に危害を及ぼさないような速度と方法で、操縦しなければならない。前項の外、車馬の操縦者の操縦上遵守すべき事項については、命

第八條 車馬又は軌道車の操縦者は、法令に定められた速度の範圍内で、道路、交通及び積載の状況に應じ公衆に危害を及ぼさないような速度と方法で、操縦しなければならない。前項の外、車馬の操縦者の操縦上遵守すべき事項については、命

第八條 車馬又は軌道車の操縦者は、法令に定められた速度の範圍内で、道路、交通及び積載の状況に應じ公衆に危害を及ぼさないような速度と方法で、操縦しなければならない。前項の外、車馬の操縦者の操縦上遵守すべき事項については、命

第八條 車馬又は軌道車の操縦者は、法令に定められた速度の範圍内で、道路、交通及び積載の状況に應じ公衆に危害を及ぼさないような速度と方法で、操縦しなければならない。前項の外、車馬の操縦者の操縦上遵守すべき事項については、命

第八條 車馬又は軌道車の操縦者は、法令に定められた速度の範圍内で、道路、交通及び積載の状況に應じ公衆に危害を及ぼさないような速度と方法で、操縦しなければならない。前項の外、車馬の操縦者の操縦上遵守すべき事項については、命

令でこれを定める。

第九條 自動車は、都道府県知事の運轉免許を受け、且つ、運轉免許證を携帯している者でなければ、これを運轉してはならない。

都道府県知事は、定期又は臨時に運轉免許證についての検査を行うことができる。

都道府県知事は、運轉免許を受けた者が不具慶疾者となり、又は故意過失により交通事故を起したときその他特別の事由の生じたときは、運轉免許を取り消し若しくは停止し、又は必要な処分をすることが出来る。

第一項の規定による運轉免許及び前項の規定による運轉免許の取消又は停止の効力は、全都道府県に及ぶ。

運轉免許を受けた者は、重ねて同種の運轉免許を受けることが出来ない。

第一項の規定による運轉免許に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

第十條 自動車の最高速度は、命令でこれを定める。

都道府県知事は、道路、區域又は時間を限り、前項の規定による命令に定める最高速度の範圍内で、最高速度の制限を定めることができる。

都道府県知事は、消防自動車、救急自動車その他主務大臣の定める自動車(以下緊急自動車という。)について、第一項の規定による命令の定める最高速度を超えて、最高速度の制限を定めることができる。

都道府県知事は、自動車道で運轉する自動車について、第一項乃至前項の規定にかかわらず、最高速度の制限を定めることができる。

第十一條 道路を通行する車馬には、命令の定めるところにより、灯火をつけなければならない。

第十二條 車馬は、他の交通を妨害する虞のある場合においては、併進し又は後退し若しくは轉回してはならない。

第十三條 道路における車馬の追従又は追越については必要な事項は、命令でこれを定める。

第十四條 車馬は、左折しようとするときは、道路の左側によつて徐行しなければならない。

車馬は、右折しようとするときは、交差点の中心の外側を回つて徐行しなければならない。

第十五條 車馬は、鐵道又は軌道の踏切を通過しようとするときは、安全かどうかを確認するため、一時停車しなければならない。但し、信號機の表示、警察官吏又は信號人の指示その他の事由により安全であることを確認したときは、この限りでない。

第十六條 車馬及び軌道車相互の間の通行についての順位は、左の各號の順序とする。

一 緊急自動車  
二 緊急自動車以外の自動車及び軌道車  
三 自動車以外の車馬

車馬又は軌道車は、前項に定める先順位の自動車又は軌道車に進路を譲らなければならない。

緊急自動車の發色、警音器、燈火等について必要な事項は、命令でこれを定める。

第十七條 順位の同じ車馬又は軌道車が、交通整理の行われていない交差点に異なつた方向から同時に入ろうとする場合においては、右方のものは、左方のものに進路を譲らなければならない。

第十八條 車馬又は軌道車は、狭い道路から廣い道路に入ろうとするときは、前二條の規定にかかわらず、一時停車するか又は徐行して、廣い道路に在る車馬又は軌道車に進路を譲らなければならない。

前項の規定は、緊急自動車については、これを適用しない。

第十九條 交差点の附近において、緊急自動車が接近して來たときは、軌道車は、交差点を避けて一時停車し、又、車馬(緊急自動車を除く)は、交差点を避け左側によつて一時停車し、これに進路を譲らなければならない。

緊急自動車は、停止の表示のある交差点においても、特に緊急を要する場合に限り、交通の安全に注意して徐行して通過することができる。

第二十條 車馬又は軌道車の徐行すべき場合について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十一條 停車又は駐車を禁止する場所その他停車又は駐車の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

都道府県知事は、駐車の時間又は場所について必要な制限を定めることができる。

第二十二條 車馬の操縦者は、發進、左折、右折徐行、停止若しくは後退をしようとするとき、又は後方の車馬に追いつきせよとするときは、手、方向指示器その他の方法で合圖をしなければならぬ。

前項の合圖について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十三條 諸車の乗車、積載又はけん引の制限について必要な事項は、命令でこれを定める。

警察官吏は、諸車の乗車、積載又はけん引について危険防止のため特に必要があると認めるときは、一時その運轉を停止することができる。

第三章 雜則

第二十四條 車馬の交通に因り、人の殺傷又は物の損壞があつた場合においては、車馬の操縦者又は乗務員その他の従業者は、命令の定めるところにより、被害者の救護その他必要な措置を講じなければならない。

前項の場合においては、同項に掲げる者以外で當該車馬に乗つてゐるものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずるのを妨げてはならない。

第二十五條 道路において、交通の妨害となり又は交通の危険を生ぜしめるような行為で命令で定めるものは、これをしてはならない。

第二十六條 左の各號の一に該當する者は、命令の定めるところにより、警察署長の許可を受けなければならない。

一 道路において工事又は作業をしようとする者  
二 道路に碑表、廣告板、飾塔等を設置しようとする者  
三 道路に露店、屋臺店等を出せようとする者  
四 道路において都道府県知事の定める行為をしようとする者

警察署長は、前項の許可に關し、危険防止及びその他の交通の安全のために必要な措置を命ずることが出来る。

警察署長は、沿道の土地における工作物その他の施設及び物件が道路における交通に著しい危険を生ぜしめる虞がある場合においては、その占有者に對し、その危険の防除のために必要な措置を命ずることが出来る。

第四章 罰則

第二十七條 みにだりに信號機を操作し、若しくは道路標識を移轉し、又は信號機、道路標識若しくは區畫線を損壞して道路における交通の危険を生ぜしめた者は、これを三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

みにだりに信號機若しくは道路標識に類似し又はその効果を妨げるような工作物を設置した者は、これを六箇月以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處する。

第二十八條 左の各號の一に該當する者は、これを三箇月以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處する。

一 第七條第一項、第九條第一項又は第二十四條第一項の規定に違反した者  
二 第二十三條第二項又は第二十二條

第一類第二号 治安及び地方制度委員会議錄 第十号 昭和二十二年八月二十二日

